

平成27年第6回国立大学法人旭川医科大学役員会議事要旨

1. 日時 : 平成27年6月24日(水) 午前11時00分～
2. 場所 : 第二会議室
3. 出席者 : 吉田 晃敏学長, 藤尾 均理事 竹中 英泰理事
4. 欠席者 : 松野 丈夫理事
5. 陪席者 : 宮森 雅司監事, 高野 一夫監事, 久保事務局長, 太田学長政策推進室長, 萩総務部長, 千葉病院事務部長, 小出教務部長, 三浦総務課長, 滝本企画広報評価課長, 綿矢会計課長, 藤井施設課長

議事に先立ち、学長から、平成27年第5回役員会(平成27年5月13日開催)及び臨時役員会(平成27年5月27日に開催)の議事要旨が諮られ、これが了承された。

議題

1. 平成26事業年度に係る業務の実績に関する報告書(案)について

本件について、学長から発議があり、次いで滝本企画広報評価課長から資料1に基づき説明の後、審議の結果、原案のとおり了承された。

なお、学長から次のとおり付言があった。

- ①本報告書は、昨日開催の経営協議会で了承されており、本日開催の教育研究評議会において審議され、6月30日(火)までに国立大学法人評価委員会へ提出すること。
- ②国立大学法人評価委員会によるヒアリングが、7月31日(金)に予定されていること。
- ③評価結果は、平成27年10月中旬に、通知・公表される予定であること。

2. 「第3期中期目標・中期計画(素案)」の策定について

本件について、学長から発議があり、①国立大学法人法では、文部科学大臣は、6年間において国立大学法人が達成すべき業務運営に関する目標を「中期目標」として定め、当該国立大学法人に示すと規定していること。②国立大学法人は文部科学大臣から「中期目標」を示されたときは、当該中期目標を達成するための計画を「中期計画」として作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならないと規定されていること。③各国立大学法人は平成28年度から平成33年度に係る6年間の、「第3期中期目標・中期計画素案」を6月末までに文部科学省に提出すること。④藤尾理事を委員長とする「目標・計画検討ワーキンググループ」において、資料2のとおり中期目標・中期計画素案を作成した旨の説明があった。

次いで、滝本企画広報評価課長から資料に基づき説明があった。

その後、審議の結果、第3期中期目標・中期計画が原案のとおり了承された。

3. 平成26事業年度決算について

本件について、平成27年5月13日開催の本役員会において、審議・了承を得ているが、会計監査人の監査を受け確定版となったため、改めて審議願う旨の説明があった。

次いで、綿矢会計課長から資料3に基づき、①損益計算書②貸借対照表③キャッシュ・フロー計算書④附属明細書⑤財務指標について説明の後、審議の結果、平成26事業年度決算が了承された。

4. 平成28年度概算要求について

本件について、学長から発議があり、次いで綿矢会計課長及び藤井施設課長から資料4-1～2に基づき次のとおり説明があった。

- ①基盤的設備等整備分については、教育設備1件、研究設備7件、医療機器設備9件、医療機械設備（長期借入金対象）17件を要求候補としていること。
- ②施設整備事業の一般事業では、教育研究推進センターの改修を2年計画のⅡ期目として1件、増築を2年計画のⅠ期目として1件要求すること。また、継続して体育館天井耐震改修を1件要求すること。また、基幹・環境整備の共同溝配管の更新を1件要求すること。
- ③宮繕事業関係では、病院玄関棟天井耐震改修を予定していること。

引き続き、久保事務局長から参考資料に基づき、平成28年度要求における重点支援に向けた観点や留意点等について説明があった。

その後、審議の結果、原案のとおり了承された。

また、学長から、各部署からの要求事項は、全て取り込んでいることの説明があり、大学全体の要求順位や要求事項については、学長に一任願いたいこと、長期借入金対象の要求事項については、緊急性、必要性等についても十分検討する旨付言があった。

5. 職員の給与の臨時特例に関する規程等の制定について

本件について、学長から発議があり、①職員に対する給与の減額方針について、5月27日開催の本役員会において審議・了承されたこと。②6月4日に全学説明会を行うと共に学内通知を経て、過半数代表者から意見聴取を行ったこと。③意見書は資料5-1のとおりである旨の説明があった。

次いで、三浦総務課長から資料5-2～7に基づき、概要、規程（案）の説明があり、その後、審議の結果、職員の給与の臨時特例に関する規程等が原案のとおり了承された。

学長から、特例減額により、役員も含め、2年間で約9億1千万円の削減が見込まれる旨付言があった。

6. 旭川医科大学大学院学生に対する奨学金支給に関する要項の一部改正について

本件について、学長から発議があり、次いで西田学生支援課長から資料6-1～3に基づき説明があり、その後、審議の結果、大学院学生に対する奨学金支給に関する要項の一部改正が原案のとおり了承された。

報告事項

1. 学長報告

学長から、次のとおり報告があった。

(1) 平成27年度の会計監査人の選任について

平成27年度の本学の会計監査人について、資料7のとおり、文部科学大臣から、「有限責任あずさ監査法人」を選任した旨の通知があったこと。

(2) 診療従事等教員特別手当等の支給割合について

本学の厳しい財政状況を踏まえ、財政基盤の安定化に向けた取組として固定経費である人件費の削減は必須事項であること。

「診療従事等教員特別手当」及び「診療特別手当」は、「本学の財政事情を考慮の上、支給の都度、学長が定める」こととなっており、研修医は従来どおり100%とし、教員及び医員については、支給しないこととすること。

(3) 平成26年度寄附金（5%拠出活用分）の決算報告について

本学の教育研究及び診療の活性化を図るため、寄附金から拠出されている5%分についての、平成26年度の決算及び平成27年度の事業計画は、資料8のとおりであること。

次いで、綿矢会計課長から、資料に基づき説明があった。

(4) 平成27年度予算執行状況（4月分）について

綿矢会計課長から、資料9に基づき説明があり、引続き学長から、平成27年度4月までの執行状況は、概ね良好であるが、引続き5月以降の推移を慎重に見ていく予定である旨付言があった。

(5) 短期借入れについて

綿矢会計課長から、資料10に基づき説明があり、引続き学長から、今月末の借入は回避できたが、今年度は資金不足となる月が発生する見込であるため、早急に更なる増収方策、経費削減方策に取り組んでいく旨付言があった。

次回の開催予定

学長から、理事の任期は2年であり、平成27年6月30日までであること。

次の理事は学長が指名し、次回7月の役員会の開催については別途通知すること。